

## NOSA I Q & A CONTENTS II (NOSA I 組織と組合員)

農業共済新聞より (一部再編集)

### Q1. 農業災害補償法の制定はいつ行われたのですか？

#### A1. 【答え】

「農業災害補償法の制定」 1947年12月15日は、農業災害補償法が制定された日です。日本は、台風や冷害をはじめ、自然災害の多い国ですから、農家の経営安定を図り、さらに、食料の安定供給を確保するため、NOSA I 制度は誕生しました。農家ニーズや時代の変化に合わせて、農業災害補償法は、制定以来、数多くの改正を行ってきました。補償の対象も制定当時は、水稻、麦、蚕繭、牛、馬などに限られていましたが、その後、73年には果樹共済、79年には畑作物共済と園芸施設共済が加わりました。

### Q2. 農業災害補償法の制度の目的は？〈1〉

#### A2. 【答え】

制度の目的(1) 農業災害補償法第一条では、制度の目的が次のとおり表現されています。「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因(よ)って受けることのある損失を補填(ほてん)して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」。このように、農災制度の最終目的として「農業生産力の発展に資する」ことを挙げ、その直接的な目的として「農業経営の安定を図る」こととしています。そして、その目的を達成するための手段として「農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填」することになりますが、これは同時に制度の機能でもあります。

### Q3. 農業災害補償法の制度の目的は？〈2〉

#### A3. 【答え】

制度の目的(1) 災害による農家の損失を補う手法には、NOSA I のような保険的な手法のほかに、見舞金や補助金などの手法も考えられます。しかし、見舞金や補助金は、災害の補填(ほてん)を農家の側から要求できるような性質のものではなく、これをあてにした農業経営は不安定なものとなってしまいます。一方、保険の手法であれば、農家は損害に対する補填を権利として請求できます。前述の見舞金などと比べるとはるかに安定した経営を行えます。農災法 第一条の「農業経営の安定を図る」としている部分は、NOSA I 制度が損害に対して、合理的かつ安定的な補償をするものであることを表わしています。

### Q4. 組合員のみなさんの権利と義務にはどんなものがありますか？〈1〉

#### A4. 【答え】

権利と義務(1) 皆さんは各種NOSA I 事業に加入することによって、NOSA I の組合等(等は市町村営の場合)との間に種々の権利と義務が生じます。このうち、権利については、共益権と自益権の二つに大別されます。共益権とは、皆さんが組合の構成員として組合の経営に参加することの権利です(組合営の場合)。これには議決権、総代や役員などの選挙権等、書類閲覧請求権、検査請求権などがあります。自益権とは、共済事業に加入することによって得られる権利です。これには、共済金請求権、無事戻請求権(総会または総代会および市町村にあっては、議会の議決により生ずる)、共済関係形成権などがあります。

**Q5. 組合員のみなさんの権利と義務にはどんなものがありますか？〈2〉**

**A5. 【答え】**

権利と義務（2） 農家の皆さんと、農業共済組合等との間で、共済関係（一種の契約）が成立すると、共益権と自益権などの権利が生まれる一方で、いくつかの義務も生まれます。義務には、まず、共済掛金の支払いがあります。また、この掛金と一緒に集められる事務費賦課金の支払も、義務の一つとなります。このほかにも、損害を未然に防止しなければならない「損害防止義務」や、損害が発生した時にそのことを組合等に連絡しなければならない「通知義務」、農作物共済の共済細目書を提出する義務などがあります。

**Q6. 組合員のみなさんの義務にはどんなものがありますか？〈1〉**

**A6. 【答え】**

通知義務（1） NOSAIが補償の対象としている風水害などの事故を共済事故といいます。共済事故が発生し、損害が発生した際、農家の皆さんには、その被害発生をNOSAIの組合に連絡していただく必要があります。これを通知義務といい、法律でも「遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない」と規定されています（農業災害補償法第98条）。この通知がなされない場合には、たとえ共済事故により収穫量の減少があっても、共済金をお支払いできなくなる場合があります。NOSAIで補償の対象とする事故が発生した場合は、損害の多少にかかわらず、必ずNOSAIの組合に連絡してください。

**Q7. 組合員のみなさんの義務にはどんなものがありますか？〈2〉**

**A7. 【答え】**

通知義務（2） 事故や損害が発生した場合に、農家の皆さんに行っていただく連絡には、いくつかの種類があります。収穫期に、NOSAIの組合が定める期日までに連絡するものを、損害通知の「定期報告」といい、災害の種類や発生年月日などを一定の様式で報告してもらうことになっています。この定期報告は、あくまで最終的な報告で、これ以前にも、共済金の支払対象になるような損害があった場合は、やはり一定の様式によって、その都度連絡をしていただく必要があります（「速報」といいます）。また、損害の多少にかかわらず、事故が発生した場合には連絡していただくことになっており、これを事故発生通知といいます。

**Q8. 総代は、どういう活動を行っているのですか？**

**A8. 【答え】**

総代の活動 総代のみなさんは組合員の代表として、総代会に出席し組合員の意思を決定する重要な役割を持っています。そうしたことから真に組合員の意思を代表する方で、組合員でなければなりません。平成17年度、県内組合の総代さんは900人余りで、任期は一般的には3年となっております。

**Q9. 共済部長は、どういう活動を行っているのですか？**

**A9. 【答え】**

共済部長の活動 NOSAIの事業運営は、共済部長の協力がないと成り立ちません。農家の皆さんとNOSAIを日常的につなぐ要（かなめ）である共済部長（共済連絡員）は、組合の共済規程にも正式な協力機関として、集落またはそれに準じる地区ごとに設置が義務付けられており、組合長が理事会の承認を得て委嘱するNOSAI特有の組織です。共済部長には、組合からの事務に関する農家への連絡のほか、共済細目書のとりまとめや共済掛金等の集金、損害通知の受理、また、各NOSAI事業の加入推進など重要な役割を担っていただいております。平成17年度、県内で活躍していただいている組合の共済

部長は4,000人余りで、任期は一般的には3年となっております。

**Q10. 損害評価員は、どのような活動を行っているのですか？**

**A10. 【答え】**

損害評価員の活動 損害評価員は、理事会の承認を得て任命され、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害防止等に従事します。主な任務とされる損害評価は、支払共済金決定の基礎的作業であり、損害評価の適否がNOSA I制度に対する信頼に大きく影響することになります。

具体的な任務として、

- ① 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- ② 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導に当たる。
- ③ 収穫期における損害評価に当たっては、農家から損害通知のあった耕地の全てを調査するとともに、必要に応じ実測調査にも従事する。

損害評価員の行う全筆調査は損害評価の要であり、この調査を担当する損害評価員の任務の重要性から、栽培技術力、収穫量の判定能力、厳正・公正さと誠実さ、集落農家の信頼性等の観点から、その人の経験、技術、見識等に着眼して任命されます。平成17年度、県内で活躍していただいている組合の損害評価員は4,000人余りで、任期は一般的には3年となっております。

**Q11. 損害評価会委員は、どのような活動を行っているのですか？**

**A11. 【答え】**

損害評価会委員の活動 損害評価会は法律上の必置機関として学識経験者等で組織されます。損害評価会委員のみなさんは、総代会の承認を得て選任される委員のことをいい、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議を行います。損害評価会の運営は組合員の利害とも関連し、NOSA I事業を適正に運営する上で重要な意味を持つため、損害評価会委員の選考については、総代会の承認を義務付けております。

具体的な任務として、

- ① 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- ② 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導に当たる。
- ③ 収穫期の損害評価に当たっては、損害評価地区ごとに組合が抽出した耕地についての収穫量の調査を行う。
- ④ 組合の支払うべき共済金にかかる損害額の認定について、諮問に応じた調査・審議を行い、答申する。
- ⑤ 農作物、果樹、畑作物共済の耕地ごとの基準収穫量の設定に関する審議を行う。

平成17年度、県内で活躍していただいている組合の損害評価会委員は600人余りで、任期は一般的には3年となっております。

**Q12. NOSA Iの総会（総代会）ではどういうことが決定されるのですか？**

**A12. 【答え】**

NOSA Iの総代会 毎年4月から5月にかけて、NOSA Iの組合では総会（通常総代会）が開かれます。総会は組合員全員によって構成される最高意思決定機関です。近年は組合の広域合併が進み、ほとんどの組合では総会に代えて総代会を設けています。総代会は、組合員の中から選ばれた総代によって構成されていますが、総会に代わる権限を与えられており、組合員の声を反映させる実質的な最高決定機関といえます。これから開催される通常総代会は、2005年度の決算や剰余金処分案、06年度の事業計画や予算案などの重要事項が審議されますので、総代の方は、必ず出席して組合員の意思を反映してください。臨時総代会は通常総代会以外に招集されるものをいいます。

なお、次に掲げる事項は必ず総代会の議決を経なければなりません。

①定款の変更（\*）、②共済規程の変更、③事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または不足金処理案、④合併（\*）、⑤毎事業年度の事業計画の設定及び変更、⑥事務費賦課額及び徴収方法、⑦役員を選任（\*）、⑧ 役員報酬、⑨ 特別積立金の取崩（損害防止費用への充当）、⑩ 無事戻し、⑪ 借入金の方法、利率及び償還方法、⑫ 危険段階別共済掛金率に関する事項（危険段階の数、危険指数の設定方法等）以上のほかに「総代会の承認を得なければならない」と、組合の定款に定められてある事項には次のようなものがあります。

⑬総会、総代会議事運営規則、⑭ 監事の監査規則、⑮ 損害評価会委員の選任、⑯ 職員給与規則、職員退職給与規則、⑰ 家畜診療所運営委員の委嘱、⑱ 損害評価会委員、損害評価員、共済部長及び家畜診療所運営委員の報酬、⑲ 固定化債権の損金引落⑳ 余裕金の運用先

（\*）特別議決で決する事項です。（総代の半数以上が出席しその者の議決権の3分の2以上の多数によることで、組合の組織の基本に影響のある重要な事項について、特にその議決の慎重を期すために用いられる議決方法です。）

### Q13. 共済掛金の国庫負担額はどのくらいですか？

A13. 【答え】

掛金の国庫負担額 農作物（水稲・麦）共済や家畜共済（牛・馬・豚）、果樹共済（りんご・ぶどう）、畑作物共済（大豆・ホップ・蚕繭）、園芸施設共済（パイプ・鉄骨ハウス・ガラス室）の掛金については、その約半額を国が負担しています。2005年度の共済掛金国庫負担の全体予算額は669億3千万円です。この国からの半額補助は、加入すれば全員が受けられるものです。たくさんの農家のみなさんが加入されても十分な額が確保されていますので、災害から農業経営を守るため、ぜひ今年も加入をおすすめします。農家の負担が軽減されていますので、より高い補償内容で加入されることを期待します。

### Q14. 国の予算とNOSA Iは？

A14. 【答え】

国の予算とNOSA I 国の予算には、大別して、一般会計と特別会計の二つがあります。国の予算はもともと一つですが、社会の複雑化や多様化に効率的に対応するため、一般の歳出・歳入とは別に、例外として特定の事業を行う場合などには、特別会計を設置することが認められています。国では、NOSA Iについて、再保険事業を行うために「農業共済再保険特別会計」を設置しています。農家の皆さんが納めている農業共済掛金の一部を国庫が負担していますが、その財源は、一般会計に計上した後、特別会計に繰り入れられて支出されます。

### Q15. 共済金支払いのために責任はどのように分担されているのですか？

A15. 【答え】

共済金支払いのための責任分担 自然災害は、広範囲かつ一時期に集中して発生するため、NOSA Iの組合の区域内だけで危険分散を図ることは困難です。そのため、組合等が有する共済責任の一部を連合会に「再保険」し、連合会はさらにその一部を国に「再保険」しています。この「組合等—連合会—国」の3段階の機構により全国的な危険分散を図ることで、災害が発生した際の共済金の支払いを確実なものにしています。これを責任分担といいます。具体的には、補償責任額のうち一定割合を再保険する方法（歩合再保険方式）や、一定以上の損害額を再保険する方法（超過損害再保険方式）などがあります。

**Q16. 共済金額とはどういうものですか？**

A16. 【答え】

共済金額 N O S A I 事業の対象となっている作物等が、自然災害などの共済事故により損害を生じたとき、組合等が支払う共済金の最高限度額を共済金額といいます。N O S A I 全国のまとめでは、2004年度の全国の総共済金額は63兆8,106億円（うち建物・農機具共済分は、60兆9,648億円）で、前年度対比0・3%の伸びとなっています。ここ数年、共済対象作物などの作付け減少や農産物価格の低迷などにより伸びは鈍化傾向にあります。ちなみに、04年度の組合員等1人当たりの共済金額、つまり農家1戸に対する補償の全国平均は約2,110万円（建物・農機具共済分を含む）となっています。

**Q17. 剰余金はどのように積み立てられるのですか？**

A17. 【答え】

N O S A I の積立金 冷害や台風などにより、広い範囲に大きな被害が発生した場合の共済金の支払いや事業の不足金のでん補に備えるため、N O S A I では、総代会の議決を得て、剰余金を一定のルールにより法定積立金（不足金でん補準備金）として、さらに残額がある場合は特別積立金として積み立てています。大きな被害が発生した地域では、法定積立金を取り崩して、共済金を支払います。さらに、法定積立金で不足する場合は特別積立金も取り崩します。このように、被害の少ない年に積み立てておくことで、万一の大災害時にも共済金の満額支払いができるように措置されています。

**Q18. N O S A I の情報化への対応はどのように行われていますか？**

A18. 【答え】

N O S A I の事務機械化 N O S A I の組合では、すべての共済事業において事務処理の機械化を行い、共済掛金計算の迅速化や共済金の早期支払いなどを実現しています。また、損害防止支援活動や各種情報の提供など、農家サービス活動にあたっては、組織内で保有しているデータを活用するなどして、適時適切な情報提供にも努めています。なお、保有しているデータについては、組織ごとに情報管理規則などを策定して内部管理を徹底するとともに、コンピューターウイルス対策ソフトなどを導入して、外部からの侵入に対策を講じています。

**Q19. N O S A I のインターネットの活用（ホームページの開設状況）はどのように行われておりますか？**

A19. 【答え】

多くの組合や連合会では、インターネットにホームページを開設し、N O S A I に関する内容を中心に各種の情報を公開しています。N O S A I 制度の仕組みや業務内容、組織の概要、N O S A I 用語の説明など、N O S A I に関することなどが分かりやすく紹介されています。また、「お役立ち情報」など農家の方には見逃せないコーナーや、各種の最新情報を「新着情報」として提供していますので、ぜひご覧ください。N O S A I 全国のホームページ (<http://www.nosai.or.jp>)からもリンクできます。なお、県内全組合、連合会でもホームページを開設し随時情報を提供しております。

N O S A I 岩手（連合会）(<http://www.nosai-iwate.or.jp>)

N O S A I 盛岡(<http://www10.ocn.ne.jp/~nosai-m/>)

N O S A I 岩手中部 (<http://nosai.org>)

N O S A I 胆江(<http://www.nosai-tanko.or.jp>)

N O S A I 磐井(<http://www.nosai-iwai.com>)

N O S A I 東南部(<http://www.tonotv.com/members/nosai>)

N O S A I 宮古(<http://umineko385.com/nosai/>)

NOSA I 岩手北部 (<http://www.nosai-iwatehokubu.or.jp>)

**Q20. NOSA I の個人情報保護法への取り組みはどのように行われていますか？**

A20. 【答え】

高度情報通信社会の進展に伴い、NOSA I の組合等ではコンピュータを利用して、大量の個人情報（氏名や生年月日、住所など）が処理されています。平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されました。この法律は、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報を取り扱う事業者が順守すべき義務などを定めています。NOSA I でも、ほかの農業団体等と同様に、組合員の個人情報を保護するための規則の整備や漏えい防止対策などを進めています。

**Q21. 全国の本県のNOSA I の組合等数はどれくらいですか？**

A21. 【答え】

全国の本県のNOSA I の組合等数 本県のNOSA I の組合等数と規模全国の本県のNOSA I の組合等数（組合、NOSA I 事業を行う市町村と事務 組合）は、1975～80年ごろには2千数百もありました。その後、より効率的なNOSA I 事業の運営や農家サービスの向上などを図るため、組合等の広域化（合併）を進めてきました。

特に90年度から国の指導のもとに取り組んできた組織再編整備事業により、平成17年10月1日現在、全国の本県の組合等数は294と大幅に減少しています。合併の規模をみると、旧郡の範囲を超える大型の合併組合等（新広域組合等）は114と、全組合等の約4割を占めています。

なお、本県の場合、組織再編整備事業は平成11年度で終了し7組合体制となっております。